

審 査 基 準

令和7年7月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第3項
処 分 の 概 要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第95条の2第1項及び第5項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第21条の2（特定免許情報の記録の申請）、第21条の4（特定免許情報の記録）、第21条の6（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 熊本県警察本部運転免許課 1日（申請の当日中） 熊本県警察本部運転免許試験課 1日（申請の当日中） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番 28日
申 請 先： 熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター窓口） 熊本県警察本部運転免許試験課（熊本県運転免許センター窓口） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番
問 合 せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110） 熊本県警察本部運転免許試験課（電話番号：096-233-0116）
備 考：